

## 審議会の公開及び会議録の公表等について

### 1. 大和市民参加推進条例

- ・ 大和市民参加推進条例では、「地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関」への参加についても市民参加の一手法として捉え、会議の公開や会議録の公表等の運営方法を定めています。
- ・ 今回、開催する文化芸術振興審議会は「附属機関」に該当するため、本条例の規定に従い、手続きを進めていくこととなります。

### 2. 委員の氏名等の公表（第10条）

第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 委員の氏名
- (2) 委員の選任区分
- (3) 略
- (4) 略

- ・ 審議会等の運営について透明性を確保するために、委員の氏名を公表します。
- ・ 選任区分とは、その方がどのような立場や役割で委員に選ばれたかを示すものです。

### 3. 会議の公開（第11条）

第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

- (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。
- (2) 会議の内容に非公開情報（大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号に定める情報をいう。以下同じ。）が含まれるとき。

- 2 略
- 3 略

- ・ 会議でどのような議論がされたかを、市民は傍聴し確認することができます。
- ・ 第2号の非公開情報とは、特定の個人が識別される情報、企業秘密など法人等の正当な利益を害する情報などが挙げられます。
- ・ 本審議会で議論いただく内容は、文化芸術の振興のための表彰事案を除き、会議は公開となります。

### 4. 会議録の作成と公表（第12条）

第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。

- ・ 審議会等の運営の透明性確保や市民との情報共有のために、会議録を作成し、ホームページなどで公表します。
- ・ ただし、出席者の肩書きや発言者の氏名を公表することはありません。